

## 物品購入等指名停止措置一覧

令和4年11月24日現在

No.	商号又は名称	本社所在地	指名停止の理由	該当事項	指名停止期間
1	パシフィックコンサル タツ株式会社	東京都千代田区神錦町3丁目22番地	パシフィックコンサルタツ株式会社の社員が、富山市発注に係る公共工事の設計業務に関して、令和4年1月24日、公契約関係競売等妨害の疑いで富山県警に逮捕された。	別表2-3 (競売入札 妨害又は談 合)	令和4年2月24日 から 令和6年2月23日 (24か月間)
2	中外テクノス株式会 社	広島県広島市西区横川新町9番12号	中外テクノス株式会社は、広島県広島市が発注する特定コンピュータ機器の入札等の際し、独占禁止法(昭和22年法律第54号)第3条(不当な取引制限の禁止)の規程に違反する行為を行ったとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	別表2-2 (独占禁止 法違反行 為)	令和4年11月24日 から 令和6年11月23日 (24か月間)